

川崎市幸区社会福祉協議会グループ・団体等活動助成要綱

(趣旨)

第1条 川崎市幸区社会福祉協議会が、区内のボランティアグループや当事者団体等の自主的な福祉学習や活動に対してその経費の一部を助成し、学習・活動のより一層の向上及び福祉の街づくり推進の一助とする。

(助成対象)

第2条 幸区を活動地域とし、年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算が明らかとなっている福祉のボランティアグループ及び当事者団体等で、幸区社会福祉協議会の会員、かつ自主運営を行っている概ね5人以上で構成する次のグループ及び団体であること。

(1)幸区を活動地域とした当会の会員であり、地域福祉の推進・普及を目的としている。

(2)福祉学習、地域福祉活動等の自主活動を定例で実施している。

ただし、公的団体からの助成を受けている場合、その総額が総予算の1/3以内であること。

(3)定期的な会員の募集を行い、かつ自主財源確保の努力をしている。

(4)その他区社協会長が適当と認めるボランティアグループ及び当事者団体。

(助成額及び払い出し)

第3条 助成額及び配付先の決定は、予算の範囲内において調整の上、区社協におけるボランティアグループ等の育成方針並びに活動に対する助成方針を勘案して、ボランティアセンター運営委員会にはかり運営委員長が行う。

2 金銭の払出しで緊急を要するものについては委員長専決で行うことができる。ただし、その場合委員長は次回運営委員会に報告するものとする。

(助成金の使途及び上限助成額)

第4条 この要綱に基づく助成は、自主的な福祉学習や活動の経費の一部を補うものであり、その使途については、概ね次の内容のものとする。また、以下のいずれかの項目について助成する。

(1)会員対象の定例会・レクリエーション等事業費、学習機材の購入等事務費。

3万円まで

(2)会員外も対象として実施する講座や行事

5万円まで

(3)その他本会会長が必要と認める経費

(申請及び報告)

第5条 助成及び配付を受けようとするボランティアグループ等は、所定の「申請書」に必要事項を記入し、関係書類（事業計画書・予算書・事業報告書・決算書・会則・会員名簿等）を添付の上、区社協会長に提出するものとする。

2 助成を受けたボランティアグループ等は、当該年度事業終了後、本会が定める締切日までに所定の「報告書」を、区社協会長に提出するものとする。

3 会員外を対象として実施する講座や行事開催時には、助成金の財源である赤い羽根共同募金の配分より助成を受けている旨の広報を行い、広報物を開催日前までに区社協会長宛に提出する。

(変更・取消し)

第6条 申請書の内容に変更・取消しまたはこの要綱と合わない部分が生じた場合は、本会会長に報告し、指示をあおがなければならない。その場合、助成金の一部もしくは全てを返還させることがある。

2 助成金に関わる事業については、年度事業途中においても、助成金を受けたボランティアグループ等に対し状況を聞くとともに、助言を行うことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、区社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年3月29日より施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日より施行する。(社会福祉法人格取得に伴い)

付 則

この要綱は、平成16年2月10日より施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月19日より施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月4日より施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。(法人合併に伴い)

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。